

# 令和6年度 第1回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和6年10月9日(水)

14時00分～16時00分

(ほっとプラザ大供5階軽スポーツ室兼会議室)

## 1 開 会

## 2 自己紹介

## 3 情報提供

### 1) 合理的配慮とは

### 2) 岡山市における差別解消・合理的配慮の取り組み紹介

## 4 協議事項(別紙参照)

### 1) 差別解消・合理的配慮に関する事例紹介

### 2) 検討課題

今後の取組について

## 5 次回会議について

・次回の日程・内容

令和7年2月頃

## 6 閉 会

岡山市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名
行政	地方公共団体	障害者施策主管部局	保健福祉局障害・生活福祉部 部長	山本 和広
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 課長補佐	池本 達則
		更生相談所	保健福祉局障害者更生相談所 所長補佐	三谷 香織
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 精神担当課長	平井 由美子
		教育委員会	教育支援課 課長	竹中 茂樹
		学校	岡山県立岡山南支援学校 校長	木村 泰清
関係機関団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	上岡 玄治
			岡山市視覚障害者協会 総務部長	柴田 富夫
			岡山市難聴者協会 事務局長	妹尾 克己
			岡山市手をつなぐ育成会 顧問	石原 眞季江
			岡山市精神障害者連絡会 理事	原 晴美
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 課長補佐	村上 保子
		相談支援事業者	岡山南障がい者相談支援センター 管理者	三宅 嘉美
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子
		社会福祉施設	岡山市障害者基幹相談支援センター主任相談員	山本 博宣
			岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長	平松 啓生
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	森田 恵子
	医療・保健	精神科医会(医師)	岡山県精神保健福祉センター	山内 泰彦
	法曹等	弁護士会(弁護士)	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	水谷 賢
学識経験者			川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師	山本 茜
計				20名

欠席

欠席

欠席

# 岡山市における 差別解消や合理的配慮に関する取り組みについて

令和6年度第1回 岡山市障害者差別解消地域支援協議会

令和6年10月9日

岡山市

# 岡山市における差別解消・合理的配慮に関する取り組み①

## 1. 職員対応要領の策定(平成28年4月)

不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関して、職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。

- ・岡山市新規採用職員研修や岡山市局主管課長会議にて、差別解消・合理的配慮等への取り組みや職員対応要領について周知徹底。

## 2. 障害者差別解消支援地域協議会の設置

事案の情報共有及び構成機関等への提言や事案の解決を後押しするための協議

委員: 当事者・家族・人権担当・保健・障害・教育・福祉施設・相談支援・民生・児童委員・法曹・学識経験者

【事例】ハレカハーフ(高齢者・障害者を対象にした路線バス・路面電車の運賃割引)について

・障害がある人にとっての利便性向上につながっており、当事者からも「毎回、障害者手帳を提示をしなくても路面バス・路面電車に載れて便利になった」との声を聞く。

障害が重い場合、付き添い介護者も割引対象となるが、ハレカカードの印字を提示しても、バス乗務員によって対応が異なりスムーズな利用ができなかった。

利便性の高い取り組みであることから、乗務員への周知を積極的に行ってほしい。



協議会を受け、事務局が担当課へ対応を依頼。

「岡山県肢体不自由児者福祉協会からも同様な依頼あり。わかりやすい資料を作り、各会社へ周知する。」との回答。

## 岡山市における差別解消・合理的配慮に関する取り組み②

### 3. 合理的配慮の提供

#### ①意思疎通支援の拡大

H30.4.1 「岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例」の策定～“手話は言語である”

- ・手話通訳者の配置 5人(本庁、各区役所に配置)
- ・テレビ電話の設置により、福祉事務所でも手話通訳を利用できる体制
- ・R2年度～遠隔手話サービスの導入
- ・R2年度～市長会見で手話通訳を開始。

#### ②市役所本庁舎・分庁舎・保健福祉会館内での 介助が必要な来庁者への対応



#### ③「障害福祉計画」策定前に実施する「福祉に関する アンケート調査」に音声コードを活用。

#### ④読み書きの困難がある学習障害のある児童生徒へのICT機器を活用した合理的配慮(教育委員会)

- ・音声読み上げ補助
- ・計算機等による計算補助
- ・アプリによるノートテイク機能の活用

## ⑤聞こえづらい時の指差し会話表

こんにちは。  
今日はどんな用事ですか？



申請書や通知などをお持ちですか？



お待たせしました。  
書類をご確認ください。



料金は

円です。



少々お待ちください。



氏名、住所などをご記入ください。



これで手続きは終わりです。  
お疲れ様でした。



お支払いは現金ですか？

- 現金
- カード
- PayPay 等キャッシュレス決済

お待たせしました。



ご本人確認のできるものを見せてください。

- 免許証
- マイナンバーカード
- 障害者手帳
- 保険証 など



気を付けてお帰りください。

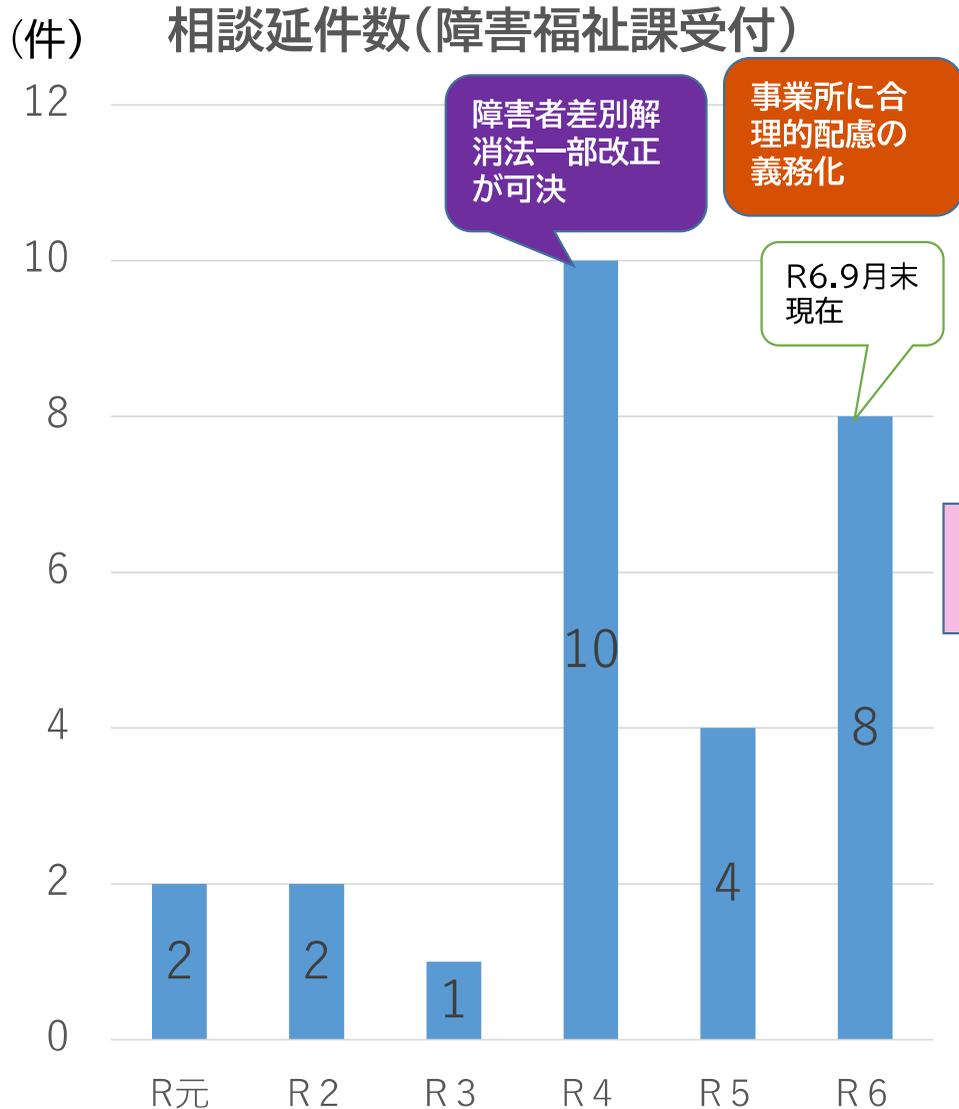


お待たせしました。

- おつりとレシートです。
- レシートです。

# 岡山市における差別解消・合理的配慮に関する取り組み③

## 4. 障害者差別解消・合理的配慮についての相談



〈相談事例の抜粋〉

障害種別	相談内容	対応
精神	市の公園でのイベント実施に際しての合理的配慮について イベント実施の際に、精神障害者のクールダウン(障害特性による体調不良者)のための休養場所として車の乗り入れを許可してほしい。	担当課と調整。 障害特性に関しては様々であることを伝え、合理的配慮についての説明を行い、認可された。
身体(車いす利用)	ホテルの1階をネット予約したつもりであったが、2階に宿泊することになった。エレベーターがなく、上がる介助もしてもらえず、はいずり上がるような形で階段を上がらせられた。	指導権限のある担当課が対応。 ホテルへ指導に行き、合理的配慮について説明を行う。経営者も反省され、今後は対応について注意することのこと。
身体(身体障害者手帳所持)	内閣府「つなぐ窓口」よりの紹介。 不動産管理会社社員による差別的発言や合理的配慮の不足。 慢性疲労性症候群で生活の2/3は横になっている状態。 ①1階ポスト横に直接2階の部屋への配達協力を依頼する貼紙を貼ったら撤去するように求められたり、実際に剥がされたこともある。 ②差別的発言「障害者とわかっていたら入居を許可しなかった」	管理会社に連絡。 差別解消法の改正・合理的配慮の義務付けについて説明する。 相談者との建設的な対話を求める。

# 岡山市における差別解消・合理的配慮に関する取り組み④(普及啓発)

5. 令和5年9月の障害者雇用支援月間に合わせて、商工会議所機関紙に「事業所の合理的配慮の義務化について」の記事を掲載。

6. 令和6年5月7日 啓発イベント「憲法週間 市民のつどい」  
合理的配慮について一緒に考えてみませんか？

(人権推進課)

事業所にも

## 令和6年 4月1日から 障害のある人への合理的配慮が 義務付けになります！



### 障害者差別解消法

障害のある人もない人も、すべての人がお互いの人格を尊重しながらともに生活できる社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消を目指す法律です。

令和3年にこの法律が改正され、事業者においても障害者への合理的配慮が、「努力義務」⇒「義務」になります。

### 合理的配慮とは？

障害のある人から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要とする意思が伝えられたときに、過重な負担とならない範囲でできるだけ対応することです。国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられました。

求められた配慮が過重な負担となるときは、障害のある人に過重な負担となる理由を説明し、別の配慮を提案するなど建設的に話し合うことが大切です。

障害のある人への合理的配慮は、相手の立場になって考えるちょっとした心づかいから生まれます。自分たちの職場などでは何ができるかを考えてみましょう。

### 具体例

- 段差のある場所では …… 電車の乗り降りや店舗の出入り口などの段差がある場所にスロープ設置。
- 受付でのやりとりでは …… ホテルのフロントや施設の受付など聴覚障害のある人とのやり取りに、筆談やタブレットを利用。
- 電話のみの予約を …… 聴覚障害のある人などのために、FAXでも受付ができるように。
- 店内のレイアウトを …… 飲食店などで、車いすの人も利用できるようにテーブルやいすの配置を一部変更。
- 事前準備で …… 会議などで、障害のある方の参加が事前にわかっている場合は、障害に応じた資料の準備やサポートする同伴者の参加を検討。



詳しくはこちらをご覧ください。

内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

お問い合わせ先 岡山市障害福祉課 TEL.086-803-1235



### ・映画「桜色の風が咲く」上映

9歳で失明、18歳で聴力を失いながらも世界ではじめて盲ろう者の大学教授となった東京大学先端科学技術研究センター教授 福島 智の生い立ちを描いた実話

バリアフリー日本語字幕及びバリアフリー日本語音声ガイド付きの作品

### ・講演会

「障害者と人権～合理的配慮について一緒に考えてみませんか？～」

講師：長瀬 修 立命館大学 生存学研究所 上席研究員

手話通訳・要約筆記記を配置

# 岡山市における差別解消・合理的配慮に関する取り組み⑤(普及啓発)

7. 令和6年6月29日 ファジアーノ岡山サックスマッチに合わせて、クリアファイルとチラシを配布し啓発活動

8. 令和6年9月21日 岡山リバッツ市民デーに合わせてチラシを配布し啓発活動



## 合理的配慮 知っていますか?

障害者差別解消法により、障害のある方への【合理的配慮】などが求められています。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は「義務」、民間事業者は「努力義務」とされてきましたが、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務となりました。

岡山市障害者基幹相談支援センター

### 合理的配慮の具体例

- 障害のある人から「難題のため相談によるコミュニケーションを希望しているが、書類でもあるため細かいペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申し出があった。→(対応例)太いペンで大きな文字を書いて書類を行った。
- 飲食店で障害のある人から「車イスのまま着席したい」との申し出があった。→(対応例)机に腰かけのイスを片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

「合理的配慮」は提供することが法律で義務化されており、正当な理由なく断ることは、「差別的扱い」に当たります。

たとえば・・・

- ①(飲食店で) 障害を理由に受付の対応を拒否される。
- ②(病院で) 本人を無視して介助者や支援者や付き添いの人だけに話しかける。
- ③(学校で) 障害を理由に受験や入学を拒否された。
- ④(不動産仲介で) 障害者向けの物件はないと言って対応してもらえない。

## 思いあたることはありませんか?

障害者虐待防止法<sup>(1)</sup>は、障害のある人へのあらゆる虐待を防止しています。障害者に対する虐待を禁止し、その予防と早期発見に取り組むための法律です。

※正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

このような行為は虐待にあたります!

- ①身体的虐待... ●たたく、殴る、つねる ●部屋にとじこめる ●無理やり食事や水を口に入れる
- ②性的虐待... ●わいせつな画像を見せる ●無理やりキスをする、裸にする ●おしりやわねを触る
- ③心理的虐待... ●どなる、おどす、罵口を言う ●子どもをいじる ●わざと無視する
- ④放棄・放置... ●食事や水分を十分に与えない ●不潔な住環境で生活させる ●病気やけがをしても病院を受診させない
- ⑤経済的虐待... ●年金や資金を渡さない ●財産や預貯金を着服する ●日常的に必要なお金を与えない

## 虐待のない岡山市 みんな笑顔でシェイクハンド!

地域の皆さんの「見守り」と「気づき」が虐待防止につながります

**086-259-5303** までご連絡ください

岡山市障害者虐待通報ダイヤル(24時間・365日受付)  
岡山市障害者権利擁護・虐待防止センター/岡山市

## 合理的配慮 知っていますか?

障害者差別解消法により、障害のある方への【合理的配慮】などが求められています。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は「義務」、民間事業者は「努力義務」とされてきましたが、障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務となりました。

岡山市障害者基幹相談支援センター

### 合理的配慮の具体例

- 障害のある人から「難題のため相談によるコミュニケーションを希望しているが、書類でもあるため細かいペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申し出があった。→(対応例)太いペンで大きな文字を書いて書類を行った。
- 飲食店で障害のある人から「車イスのまま着席したい」との申し出があった。→(対応例)机に腰かけのイスを片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

「合理的配慮」は提供することが法律で義務化されており、正当な理由なく断ることは、「差別的扱い」に当たります。

たとえば・・・

- ①(飲食店で) 障害を理由に受付の対応を拒否される。
- ②(病院で) 本人を無視して介助者や支援者や付き添いの人だけに話しかける。
- ③(学校で) 障害を理由に受験や入学を拒否された。
- ④(不動産仲介で) 障害者向けの物件はないと言って対応してもらえない。

## 思いあたることはありませんか?

障害者虐待防止法<sup>(1)</sup>は、障害のある人へのあらゆる虐待を防止しています。障害者に対する虐待を禁止し、その予防と早期発見に取り組むための法律です。

※正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

このような行為は虐待にあたります!

- ①身体的虐待... ●たたく、殴る、つねる ●部屋にとじこめる ●無理やり食事や水を口に入れる
- ②性的虐待... ●わいせつな画像を見せる ●無理やりキスをする、裸にする ●おしりやわねを触る
- ③心理的虐待... ●どなる、おどす、罵口を言う ●子どもをいじる ●わざと無視する
- ④放棄・放置... ●食事や水分を十分に与えない ●不潔な住環境で生活させる ●病気やけがをしても病院を受診させない
- ⑤経済的虐待... ●年金や資金を渡さない ●財産や預貯金を着服する ●日常的に必要なお金を与えない

地域の皆さんの「見守り」と「気づき」が虐待防止につながります

## 「やりますか、みんなで!」

虐待ゼロ! ゴール守って無失点!!

**086-259-5303** までご連絡ください

岡山市障害者虐待通報ダイヤル(24時間・365日受付)  
岡山市障害者権利擁護・虐待防止センター/岡山市



## 取組の中で見えてきたこと・岡山市として目指す方向性

- 対話の中で、本当のニーズがわかると合理的配慮につながる。
- 日常の中の障壁に気づくようなアンテナが必要。
- 合理的配慮ができる人づくりが必要。
- 合理的配慮について、地域社会への周知啓発が大切。



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる岡山市

～対話と理解がつむぐユニバーサルなまちづくり～

【合理的配慮の事例】

別紙

	相手	事例の詳細
1	コンビニ	〈視覚障害〉店員が陳列棚まで連れて行って来て、希望の商品を手渡してくれた。
2	薬局	〈視覚障害〉薬局による薬の宅配サービス      2つの病院の薬を1包化し配達。
3	病院	〈聴覚障害〉待合室に、「受診順番が近づいたら、携帯電話に連絡します」との表示。 呼び出し番号が電光掲示されているのも安心。
4	医療機関	〈診察結果の説明〉 高齢・知的障害の当事者の方が眼科の手術を受けた。医師から、「手術を受けられた患者様へ」という病院名の入った様式の細々した説明書とは別に、病名、治癒期間、服薬の期間、普段の生活でやってほしいこと、今後の治療の流れが簡潔に大きな字でタイプされた一枚紙を受け取った。日付と医師の名前だけが記されていたので、おそらくその場で先生が個別に作ってくれたものと思われる(医師が本人の障害の有無を把握されていたかどうかは不明)。高齢の家族にもわかりやすく、また支援者にも状況がよく理解できて助かった。
5	行政	〈精神障害者のふれあい収集〉 ふれあい収集の対象の中には、原則として精神障害者は含まれていない。しかしながら、障害特性によりゴミ出しが困難な方に対して、主治医の意見書や精神障害者保健福祉手帳の提示の上、検討をしていただける事になった。

【協議事例】

	相手	事例詳細
1	行政	〈歩道等の整備〉 市内総合病院に入院中の車椅子の方の院外への外出の支援をした。郵便局前の電車筋の歩道は車椅子対応になっておらず、ユニバーサルデザインには程遠い道路事情だった。
2	行政・事業所	〈バリアフリートイレの設備〉 重度心身障害の方が、外出先のバリアフリートイレでオムツ交換を行うことが難しく(幼児向けのオムツ交換台は、耐荷重制限がある。)、やむなく自家用車のトランクでリハビリパンツの交換を行っている。身体障害のある方がリハビリパンツの交換ができる環境が整っていればよい。寝た体勢で交換できるよう、長椅子などの設置はしてもらえないものか。
3	医療機関	〈精神科病院入院中患者の方の身体科疾患による総合病院受け入れ〉 骨折により手術、リハビリが必要な方が総合病院に転院。術後、精神疾患を診る勤務医がいないため十分な医療が提供ができないとの理由で、専門的なリハビリを受けられず、元の精神科病院へ転院した。精神科でも理学療法士の配置がないため、専門的なリハビリが受けられない状況ある。 精神患者が身体科の専門的な医療が受けにくい現状があるのではないか。

会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会(令和6年度第1回)
開催日時	令和6年10月9日(水)13時30分~15時30分
開催場所	ほっとプラザ大供 軽スポーツ室兼会議室 (北区鹿田町)
出席者	委員 17人(別紙のとおり)
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり(次第、名簿、配席図、資料)
会議録の作成方法	要点記録

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)
<p>1. 開会 保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課長 中西貴子 挨拶</p> <p>2. 自己紹介</p> <p>3. 会長・副会長選出 会長:岡山パブリック法律事務所 水谷 賢委員 副会長:岡山県立岡山南支援学校 木村 泰清委員</p> <p>4. 会長・副会長挨拶</p> <p>(1)水谷会長 本協議会は国の法律に基づくもので、障害者差別解消法第17条で、設置が定められている。 構成メンバーは、医療、介護、教育、行政、民間の関係者の方で構成。 目的は、差別解消事例・相談事例、差別解消の取り組み事例の情報共有、意見交換を行うことになっている。当協議会は全国都道府県・政令市には設置され、内閣府のホームページでも紹介されている。 障害者差別解消法、この法律には2つの重要なキーワードがある。1つは差別の禁止、2つ目は合理的配慮の提供の2つのキーワードで構成。 今年の4月から民間事業者にも、罰則は設けられてはいないが、合理的配慮の提供が義務付けられた。</p> <p>(2)木村副会長 今年度保護者に以下のことを伝えさせてもらった。令和6年度になり合理的配慮の提供が、義務化されたというフレーズをよく耳にするようになった。これは、令和6年4月から民間事業所も合理的配慮の提供をしなければならない、という法律改正がなされたから。合理的配慮とは障害のある人の人権が障害のない人と同じように保証され、教育や仕事その他、社会生活において障害のある人も、ない人も平等に参加できるようそれぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。 合理的配慮という言葉が、本格的に使われるようになったのは、平成28年障害者差別解消法が</p>

施行されてから。特別支援教育では、従来から行われていたが学校のみならず、公の機関で合理的配慮が法的に義務付けられた。令和 6 年度は私立学校、商業施設、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことで、共生社会のさらなる実現をめざしたものとなっている。子どもたちが、いきいきと学校生活を送っていくため一人一人の特性を十分理解し主体的に学べるように保護者の方との合意形成を基に適切に整えていきたいと考えていると保護者に伝えた。

障害者差別の解消の推進は、単一の機関での解消はできない。それぞれの機関で、それぞれの役割に応じて様々な事案の解決、様々な情報の共有をしていくことで、今後の発生の防止と地域における障害者差別の解消のための取り組みをこの協議会の中でしっかり話し合っていけたらと考えている。

## 5. 情報共有

(1)合理的配慮について共有 ※リーフレット使用

(2)岡山市における差別解消や合理的配慮に関する取り組みについて

水谷会長:合理的配慮に関する市への相談が 10 件以内であるが、困ったときに障害福祉課に連絡するのはハードルが高いと思うが、いかがか。

柴田委員:郵便物での問い合わせ等、障害福祉課に連絡することは何度かあり。

妹尾委員:困ったことがあっても岡山市に連絡することはない。電話ができないし、直接会うと気おくれするので、要約筆記者に同行してもらい話し合う形となるが段取りが面倒になることもある。メールやラインのやり取りでレスポンスも早くなったが、以前は難しかった。今は多くの窓口で筆記相談対応しますと表示が出ているので非常に安心。耳マークというもので、筆談など特別な配慮が必要というマーク。

水谷会長:IT機器が発達してきて、どのような取り組みを教育委員会でしているのか。

竹中委員:支援が必要な子に対して特別教育支援員がいて、読み上げを行っていたが、デジタル教科書という音声読み上げをしてくれる教科書も登場している。現在、市内小中学生に対し、一人一台の端末が支給されていて、これを授業中活用し、一人でも学習に取り組めるようになっている。

水谷会長:要約筆記の要請依頼をする手順・仕組みを教えてください。

妹尾委員:岡山要約筆記クラブに FAX で依頼。公的な会議やイベントは、主催者が要約筆記クラブに依頼し、要約筆記をつけることになっている。

要約筆記者:意思疎通支援事業という意思疎通ができない人に意思疎通ができるようサポートする事業が岡山市に設置されていて、同行支援等をしている。この協議会は、主催者の障害福祉課が依頼するので、個人が動くことはない。手話についても同様。

## 6. 協議事項

(1)合理的配慮に関する事例紹介

①視覚障害者への事例(コンビニ・薬局)

②聴覚障害者にも配慮となる病院での事例

妹尾委員:最近、病院だけでなく、薬局でも電光掲示板表示が増えてきているので大変ありが

たい。

### ③高齢者・知的障害者への病状説明についての事例

平松委員：病院の細々とした説明書以外に、医師が独自で病名・治癒期間・服薬期間・普段の生活のやってほしいことを大きな字で書いてくれた1枚紙を受け取った。高齢な家族にもわかりやすく、支援者にも状況がよく理解できた。

水谷委員：医療機関での説明義務についてはよく問題になる。どこまで説明を尽くしたのか、尽くさなかったら様々なトラブル・事故が起こった際には医療機関の責任になるので、意識が変わってきている。

### ④精神障害者のゴミ出しについての事例

#### (2)協議事例

##### ①歩道等の整備について

事務局：市の管轄する道路や施設であれば、市の設計支援委員会に諮り、意見を聞く機会はあるが、国道であれば国の管轄の担当部署になるが、今回は電気軌道の担当と確認した。

##### ②バリアフリートイレの整備

平松委員：一般的な商業施設や公共施設ではおむつ交換台の耐荷重は11kgぐらい、寝た姿勢で交換できるよう長椅子を設置してもらえないか。過重な要求になるか、利用頻度がわからないが、このようなケースがあるので、対応が可能であればという話。

水谷会長：設置者が民間や行政の場合もあるし、設置者との対話ということになるのですか。

事務局：設置だけでなく、椅子や場所の提供など、どこかに用意してもらえないか、施設にお願いしてみることも一つの方法かと思う。

水谷会長：成人の使用できる(おむつ交換ができる)バリアフリートイレが少なければ、協議していく必要があるかと思う。

##### ③精神科病院入院中患者の身体科疾患による総合病院受け入れについて

水谷会長：精神科には理学療法士がいない、総合病院には精神科医がいないという難しいケース。

山本委員：結果的には転院ができたが、すぐには決まらなかった。

水谷会長：知っている事例では、知的障害がある方の歯科診療で、歯医者さんに断られるとの声があった。歯科医に確認すると、旭川荘や旭川荘関連の歯科にお願いすると観てくれると聞いた。

石原委員：歯医者は、旭川荘の歯科や旭川荘や岡大の歯科をやめて開業した先生のところに通っている方がほとんど。

眼科や耳鼻科の診療が大変だった。本人も怖くて暴れることもあり、本人にわかりやすく説明してくれれば、スムーズに治療が進んだのかもしれない。

繰り返して説明して経験することは大切と思う。

水谷会長：いろんな事例を見てきたが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる世の中になればよいと思う。

今後、合理的配慮が必要であることを周知するために、どういったことが効果的なのか、どうしたらよいのかということが、意見交換できればと思う。合理的配慮といっ

ても周知もまだまだされているとはいいいがたく、私の感覚では、合理的配慮という言葉が何か難しいことのように捉えられるが、この言葉はアメリカの法律で使われたものを翻訳したときにこのような言葉になったようです。

啓発普及にはこれが必要とか、ご意見があれば教えてください。

原委員: 障害者はこうだと決めつけられている様子が見受けられるので、できれば小さな教本などにして、小中学校や地域の方に配布してほしい。

水谷会長: 合理的配慮については障害の種別、特性によって異なると思う。障害者の団体や当事者から様々な声が上がってくればいいし、それが必要不可欠だと思う。

身体障害の団体で、配慮してほしいという声を取りまとめているか。

上岡委員: 私たちの団体は不自由歴が長い方が多い団体。私から言えば十分配慮いただいている。前はトイレもなかった。トイレも車いす用トイレとされていて、車いすユーザーに特化したトイレだった。それが、障害者用トイレになり、みんなのトイレになっている。バリアフリートイレは、洋式便所とオストメイト、おむつ交換台を置くことが義務付けられている。大きさの決まりはない。だから施設管理者が、限られたスペースに必要なものを押し込むとおむつ交換台は、小さな子ども用になってしまう。高速道路の PA などにあるたたみ一畳程度の台が重度障害者用のおむつ交換台ですが、スペースがないということで次第と小さくなっているという状況。

一方の見方から見るとよくない話のように見えるが、我々のように障害者歴の長い者に言わせるとどっちが悪いのと思ってしまう。会員には、合理的配慮を盾にとってハンディキャップのあるクレマーにはなるなど言っている。これは、健常者からは言えない言葉。我々の間ではそのように言っている。

水谷会長: 私も車いすユーザーからの法律相談を受けることもある。中にはドキッとするような内容もある。様々なところにアンテナを張っていこうと思った。

今日は、事務局からの合理的配慮の取り組みや差別解消の取り組みを紹介、委員の皆さんからも、事例紹介をいただいた。

合理的配慮の周知については、議論ができなかったので、次回に持ち越します。次回までに、合理的配慮の周知の事例や、アイデアがあったら考えておいてください。

7. 次回協議会 1月下旬～2月上旬ごろ予定。

8. 閉会